

公的年金からの個人住民税の特別徴収(天引き)が開始されます

国の税制改正により、公的年金受給者を対象として今年秋から住民税の天引きが開始されます。今後年金受給者の増大が予想される中で、年金受給者の納税の便宜を図り、徴収体制の強化を目的として導入されるものです。

○いつから導入？

10月の年金の支給から天引きが開始されます。(平成21年度の1期・2期分については、従来どおり6月、8月に納税通知書で納めていただくようになりますのでご注意ください)

○対象者と対象年金は？

65歳以上の公的年金(老齢基礎

年金など)の受給者で、介護保険

料がその年金から天引きされている方(判定日4月1日)。ただし、遺族年金や障害年金は、対象となりません。

○天引きする税額は？

公的年金の所得のみに対する住民税になります。

○対象者への通知(特別徴収対象税額等の税額を掲載)はいつ、どこから？

6月20日までに、市から該当者へ通知が届きます。

問い合わせ 市税務課 ☎873・

2111内線1056〜1059

後期高齢者医療保険 からのお知らせ

確定申告等の後期高齢者医療保険料納付額の控除について

平成20年4月から12月までに納付された後期高齢者医療保険料は、確定申告において社会保険料控除として取り扱われます。

確定申告に必要な納付証明書は、1月下旬に送付されていますが、市医療年金課において随時無料で交付していますのでご利用ください。

なお、交付時に必要な書類は市医療年金課でご確認ください。
問い合わせ 市医療年金課 ☎873-2111内線1722

国民健康保険からのお知らせ

①国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

平成20年度分までの国民健康保険税に未納がある場合、4月から被保険者証の有効期限が1年ではなく、3カ月や1カ月といった短いものしか交付できなくなってしまう。国民健康保険税の納め忘れがある方は、なるべく早めに納税していただきますようお願いいたします。

また、平日に納税ができない方は、毎月第1日曜日と最終日曜日に、休日納税相談を行っていますのでご利用ください。

②確定申告等の国民健康保険税納税額の控除について

昨年1月から12月までに納税された国民健康保険税は、確定申告において社会保険料控除として取り扱われます。

確定申告に必要な納税証明書は、1月下旬に送付していますが、市総合窓口課においても無料で交付していただけますのでご利用ください。
なお、交付時に必要な書類は市総合窓口課でご確認ください。

問い合わせ 市医療年金課 ☎87

3・2111内線1721

竜ヶ崎税務署 アルバイト募集

雇用期間 2月～3月

勤務時間 月～金曜の1日7時間以内
※2月22日(日)および3月1日(日)については出勤の場合あり。

勤務内容 パソコン入力補助、書類整理

時給 720円～750円(勤務内容による)※内部規定により通勤手当あり。

対象 高校生以上(パソコン操作ができる方歓迎)

申し込み方法 面接をしますので、都合の良い日を電話でご連絡ください。

申し込み・問い合わせ 竜ヶ崎税務署
総務課(長谷川) ☎0297-60-2004(ダイヤルイン)